

平成30年11月13日

岩手県内自動車運送事業者 各位

東北運輸局岩手運輸支局

バス運転者の意識消失による事故の発生を踏まえた健康管理の再徹底について

10月28日、神奈川県横浜市の国道を走行中のバスの運転者が意識を失ったことにより高架橋の立柱及び乗用車に衝突し、乗客が死傷する事故が発生しました。また、11月1日にも、千葉県成田市の県道を走行中のバスの運転者が心筋梗塞のため意識を失ったことにより信号機などに衝突し、運転者が死亡する事故が発生しました。

東北運輸局管内においても事業用自動車の運転者の健康状態に起因する事故が、平成30年9月末現在で全業態をあわせ21件発生し、そのうち岩手運輸支局管内での発生が10件となっており、平成29年の発生件数を大幅に上回る状況となっています。

事業用自動車の運転者の意識消失による事故については、本年6月にも同種の事故が発生したことを踏まえ、「健康起因事故の防止に向けた健康管理の実施について」（平成30年6月18日付け）により、健康起因事故防止のための取り組みを徹底するようお願いしたところです。

今般、このような事故により乗客及び運転者が死傷するという事態が生じたことを踏まえ、各事業者におかれましては、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（平成22年策定、平成26年改訂）等による運転者に対する健康管理を、運転者毎の状況に応じて適切に行っていただくようよろしく申し上げます。

【参考】（国土交通省ホームページ掲載先）

- ・ 事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03analysis/resource/data/h26_3.pdf

- ・ 事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアルの概要

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03analysis/resource/data/h26_1.pdf